

くらしの アドバイス



悪質商法は
あなたを
わらっています



こんな時
どうすれば…
答えは
本書の中に!

悪質商法は、こんなあなたをねらっています

あなたはどのタイプ

START

お金は、どちらかというと、貯めるより使う方が得意だ。

YES

新しいことに挑戦するのは、わくわくする。

待ち合わせの時間など、約束を守るのは苦手なほうだ。

家庭的なタイプだと人から言われる。

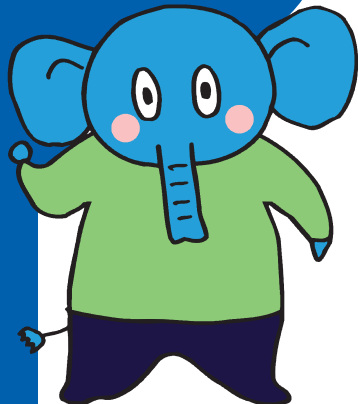
雑誌などの占いコーナーは、信じてしまうほうだ。

いい人だと言われることが多い。

歌手やスポーツ選手などのサクセスストーリーを読むのが好き。

仕事や勉強のスケジュールを遊びより優先させることが多い。

- 解決ファイル①
契約って何？…………… P 23
- 解決ファイル②
多重債務って何？…………… P 25
- 解決ファイル③
ネットトラブルに遭わないために …… P 29
- 解決ファイル④
クーリング・オフって何？…………… P 31
- 解決ファイル⑤
それでもトラブルに会ったら
どこに相談すればいいの？…………… P 33



友人が多い人気者。野心家であるあなたは、思ったことは何でも実現すると信じる

大友恵美さんタイプ



親友と呼べる友人が、たくさんいると思う。

人が集まると、ついリーダー的になってしまう。

向上心があるまじめなあなたは、温厚で人を傷つけるようなきついことは言えない

真野志郎さんタイプ



コツコツ、積み重ねる努力は大切だと思う。

自分の将来のことをよく考える。

明るく何事にも前向きな楽道家であるあなたは、自分のラッキー運は人より強いと思っている

喜楽秀樹さんタイプ

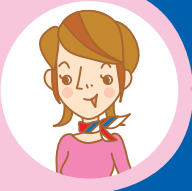


本を読むことより、雑誌を読むほうが好きだ。

最新の流行は、雑誌やテレビで必ずチェックしている。

何事にも好奇心旺盛で自信家のあなた。実は、自分の容姿にもちょっと自信がある

何田千恵さんタイプ



電気製品を買ったときは、説明書をきちんと読んでから使う。

あまり知らない人とでもすぐに友達になれる。

世の中に悪い人はいないと思っているあなた。今までに人にだまされたことがない

待田良夫さんタイプ



海外での生活など、いろいろな夢がある。

自分は人と比べて、気のきくほうだと思う。

物事にこだわらないおおらかなあなたは、過去を気にせず、今を楽しく生きる

鴨山 修さんタイプ



面倒なことは、避けてしまうあなた。でも直感を信じて動けば大丈夫と思っている

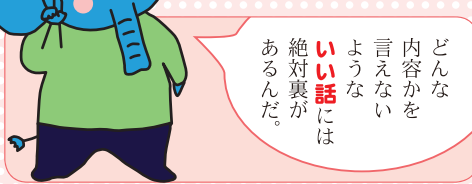
信藤大輔さんタイプ



あまり考えずに行動してしまうことがある。

いい話があるんだよ…

今回の相談者は友人が多く、人気者の大友恵美さん(20歳・短大生)



マルチ商法は友人をなくす！

智子と一緒に
とある一流ホテル。



私も 最初は30万円の
化粧品は高いと
思ったけど
友達を紹介して
その友達が
また友達を誘って、
今では何もしなくても
たくさんマージンが
入ってくるように
なったのよ

30万円なんて
すぐ返せるわ
私だけじゃなくて
みんなそうなのよ

じゃあ契約して…
君は友達が多そうだし
とりあえず3セットにしようか
君ならすぐ返せるよ

まずこの30万円の
化粧品を買って
会員になりま〜す

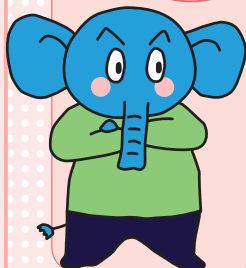
でも心配しないで
君が友達を誘ってその子が
会員になって商品を買えば
マージンとして
君にお金が入るんだ
その友達もまた仲間を誘って
会員を増やせば
その友達とは別に
君にもマージンが
入るんだよ

つまり誰も損をしない
仕組みになっているから
安心してね

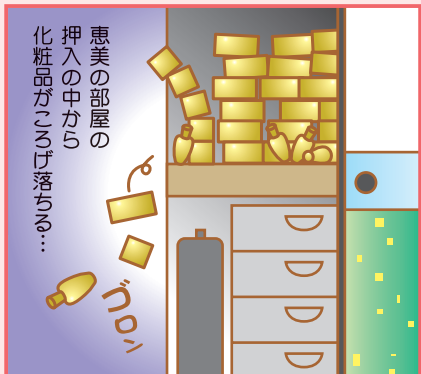
へー!!
良く分からないけど
とにかくみんなが
いい思いができるのね…

契約書にサイン。
90万円の
ローンの
契約。

契約は
よく内容を
理解してから
結ぶんだよ。







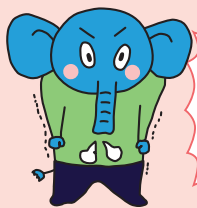
だまされないゾウくんのアドバイス

その1
商品を買って販売組織に加入し、その後友人などを誘って組織に加入させると、その人たちを勧誘したことで利益が得られる商法を「マルチ商法」というんだ。
マルチ商法は後をたたないんだ。一人が二人ずつ勧誘していくと、27代目には、日本人の総人口を上まわる約1億3、400万人になるんだ。だから、みんなが得をする仕組みにはならないんだよ。落ち着いて考えればわかることだね!

その2
法律では、「必ずもつかる」などと言って悪質なマルチ商法を行うと、組織の中心的な人(統括者)だけでなく、勧誘した人も同時に罰せられることになっているんだ。だから、君は被害者になるだけでなく、加害者にもなるんだ。

その3
もし被害にあってしまっても、契約書を取り交わして20日以内だったら、クーリング・オフをしよう。
(クーリング・オフについては、解決ファイル④を見てね)
20日を過ぎてしまっても、あきらめずに消費者センターに相談してみよう。
中途解約ルールもあるんだよ。

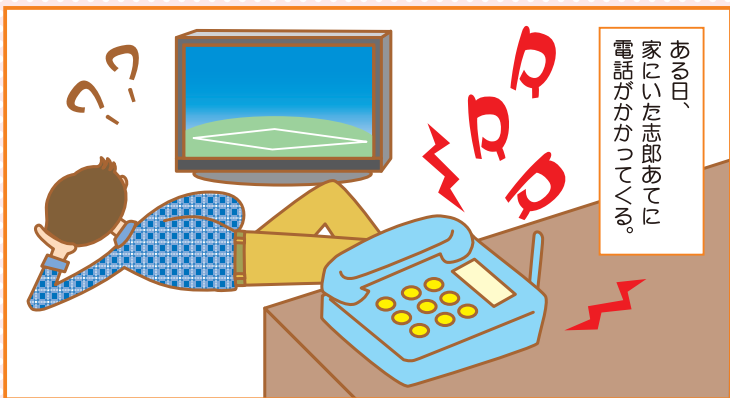
簡単にもうかる
ビジネスなんて
ありえないよ!



簡単に資格が取れますよ

本当にとれるの？
資格商法と2次被害

今回の相談者はまじめで、向上心のある真野志郎さん(20歳・大学生)



数日後、テキストなどの教材が一式送られてくる。びくびくして、電話で断つつもりする志郎。



テキストが送られてきたんですけど僕は断つつもりなんですけど…



君結構ですよ承諾したじゃないか…もうコンピュータにも登録を済ませてあるし解約するには20万円かかるんだよ



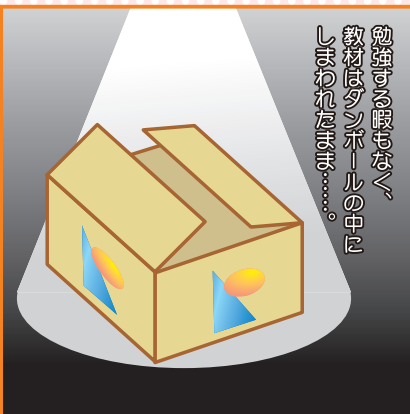
けっこうです。と断つつもりなのに…



しぶしぶ契約してしまつた志郎は、受講料を支払うためアルバイトの日々。



勉強する暇もなく、教材はダンボールの中に入れておいたはず…







だまされないゾウくんのアドバイス

その1

資格取得に積極的な二十代の若者を中心に被害が増大しているんだ。また、職場に直接電話をかけて「給料が違ってくる」「会社の推薦をうけた」など言葉巧みに勧誘したり、「態度が悪い。上司を出せ」などと脅すケースもあるんだよ。

その2

この場合のように一度何かの講座を受講すると、君の名簿が他の業者に流れて、似たような電話がかかってくるというようになる。それが最近増えているんだ。「名簿から君の名前を消してあげる」などと根拠のないことを言って契約を求めてくるケースには絶対にのらないように！

その3

電話勧誘による「資格商法」の契約は、契約書を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフができるんだ（解決ファイル④を見てね。中には悪質なケースもあるから、困ったときには消費者センターに相談してみよう。でもまずは、必要ないときははっきりと断ることが大切だ。

断るときには
はっきりと！

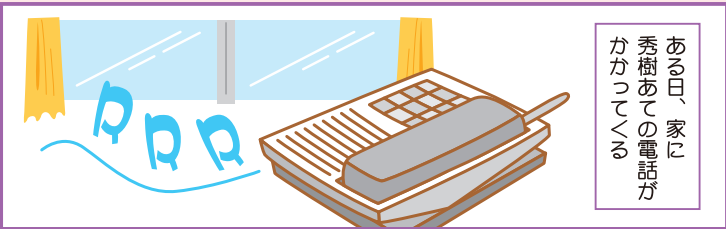


おめでと〜うございませ〜す！

あなたが当選しました

言葉巧みなポイントメント商法

今回の相談者は明るく、前向きな言葉秀樹さん(20歳・会社員)





ラッキー!!
格安で
ハワイのホテルか!



Gホテルの
ロビーで

この会員権は
無料で差し上げますが
インターネットを
利用して申し込む
システムなので、
パソコン一式を
購入してもらいます
お得ですよ

パソコンは
必需品ですし
賢い人だったら
買いますよね…



パソコンは
今、持って
いるけど…



キャンペーンは今回限りですよ
こないだ話を断るなんて…
もし契約したくなければ
ここで契約書を破ってください!



契約書には
よく
目を通して
いるかな。



今回は
特別キャンペーンだから
解約できない!
言ったでしよう…

それに
契約したくない場合は
契約書を
破いても
言ったでしよう



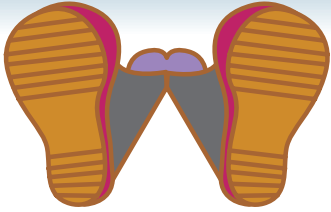
解約はできないと
言っても大丈夫!!
クーリング・オフは
できるんだよ。



えーっ
それじゃあ
解約できないわけ…



ガ〜ン



だまされないゾウくんのアドバイス

その1

アポイントメント商法の多くは、呼び出されたら何時間も勧誘され、疲れてきて、正常な判断ができなくなった頃を見はからって契約するように仕組まれているんだ。また、男性には女性の、女性には男性のセールスマンがついて言葉巧みに勧誘するから気をつけよう! 電話で誘われて安易に応じるのは考えものだ。

その2

この場合のように、業者が、「今回は解約できない」と言っても大丈夫。契約書を交わして8日以内だったらクーリング・オフ制度(解決ファイル④を見よう)で解約することができるんだ。電話ではなく、特定記録郵便・簡易書留郵便の書面で購入の意志がないことをきちんと伝えよう! クレジット契約の場合は、信販会社などにも、書面で契約解除通知を出しておく必要があるぞ。どついたらいいかは、消費者センターに相談しよう!

その3

「クーリング・オフはできない」と言われた、あるいは脅されたためクーリング・オフができなかった、という場合には、8日を過ぎてからもクーリング・オフができるんだ。業者から、あらためてクーリング・オフについて記載した書面を渡されたうえに、「これから8日を経過するまではクーリング・オフができる」と言われてから、8日を経過するまではクーリング・オフができるんだ。あきらめずに、消費者センターに相談しよう!

ちょっと

アンケートに答えてください

キャッチセールスにご用心

今回の相談者は好奇心旺盛で、自信家の何田千恵さん(21歳・OL)





あら
お得ですね…

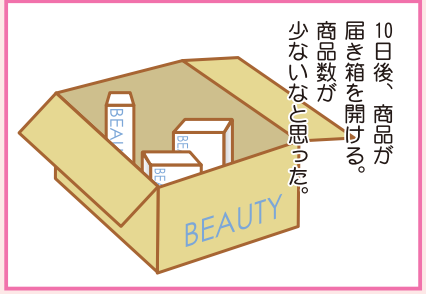


うちの商品は広告代を
節約しているから
知られてないけど
普通の化粧品より
とっても安いし
品質もすごくいいのよ

今契約してくれたら
月々1万円支払うだけで
2年間は全部の
商品を使って
なくなったら無料で
お届けするわよ



10日後に
用意できなくなると
送るわね



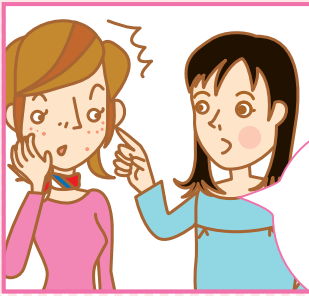
10日後、商品が
届き箱を開けると
商品数が
少ないなと思った。



クーリング・オフ
(解決ファイル④を見てね)
の適用期間は契約書面を
受け取ってから**8日間**。
10日後と聞いた時点で、
変だと気付かないと!!



パタ
パタ



1週間後
千恵
最近肌
あれてない…!



なくなったら
頼めばいいか…



おだてられても
商品チェックは
冷静に!

「ちょっとアンケートに答え
てください」などと呼びかけ
るキャッチセールスは、物を
買わせるのが目的。この場合
のような化粧品のほかに、
芸能関係者をよそおって「モ
デルになれるから、登録料を
払ってね」のような勧誘もあ
るんだよ。最近では、絵画の
販売を目的として、見るだけ
でいいからと勧誘し、高額な
絵を買わせるケースが増えて
いるんだ。強引な勧誘には、
はっきりとした態度で対応し
よう! また、勧められた商
品が、本当に必要なものが、
良いものかを確認してから契
約することだね。

だまされないゾウくん
の
アドバイス

使っていないので...

今回の相談者は今まで人にだまされたことのない待田良夫さん(22歳・会社員)



あの、総合消費料金未納通知というハガキが届いたのですが...

本人確認のために連絡先を教えてください

ええっ、島根県〇〇市××町△△の待田です
電話番号は...

わかりました
あなたはパソコン一式の購入代金30万円が未納となっております

そんなの僕は買っていません人違いです

あなたの名前を使ってだれかが購入したんですよ

どうすればいいんですか

裁判で取り下げの手続きが至急必要です

弁護士を紹介しますので、こちらに相談してください



架空請求にご用心



あの
裁判の取り下げ手続きを
お願いしたいのですが…



あなたの場合、
訴訟の取り下げ費用として
50万円が必要となります

これから申し上げる
口座に振り込んでください
入金を確認したい
手続きを行います



アタシ

そんな
なんてこんなこと
なるの…



その1

身に覚えのない請求ハガキやメールが届いても問い合わせの電話をしないこと。脅されたり個人情報聞き出されてしまうからね。例えば「連絡をしない場合は裁判所へ出廷・財産の差し押さえ、強制執行」などと脅しの文句が書かれていても、決して連絡してはダメ！もし連絡してしまっても身に覚えのない請求であれば支払う必要はありません。一度払うとターゲットにされる恐れがあるからね。

その2

文書を送ってくる業者は、「法務局認定法人 民事訴訟通達総合センター」といったように法務局と関連があると思わせるものや、「訴訟通達管理局」など「訴訟」という言葉が含まれているものが数多く見られるけど、法務局とは関連が無いし、公的な機関でもないんだ。

その3

もし、本当に裁判所からの通知を受け取って放置していると、身に覚えが無く、書かれている内容が事実と違ってても、相手の主張どおり裁判がくだされ、これを後日争うことができなくなり、強制執行を受ける不利益を被る恐れがあるんだ。

裁判所からの通知は、「特別送達」と記載された裁判所の名前の入った「封書」で送付されるよ。

「特別送達」は、郵便職員が名宛人に手渡すのが原則で、受け取った人の署名又は捺印をするように求められるため、郵便受けに直接投げ込まれるようなことはないんだ。

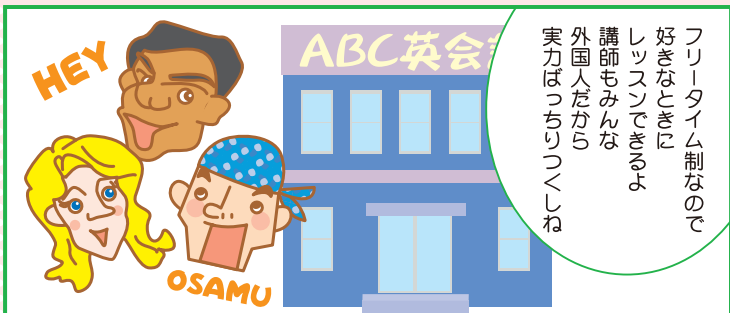
もし、このような書類が届いたら、消費者センターに相談しよう。

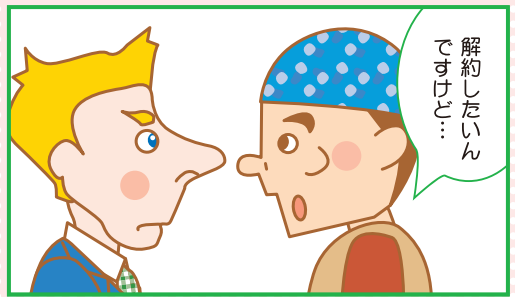
だまされないゾウくんのおアドバイス

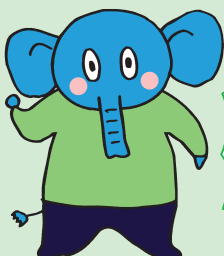
中途解約はできないの？

外国語教室やエステを契約する前に

今回の相談者は物事にとらわれず大らかな鴨山 修さん(21歳・大学生)







やる気は大事だが
よく調べることも大事

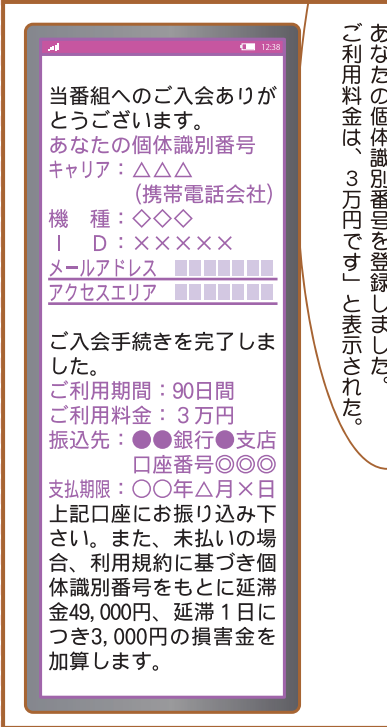
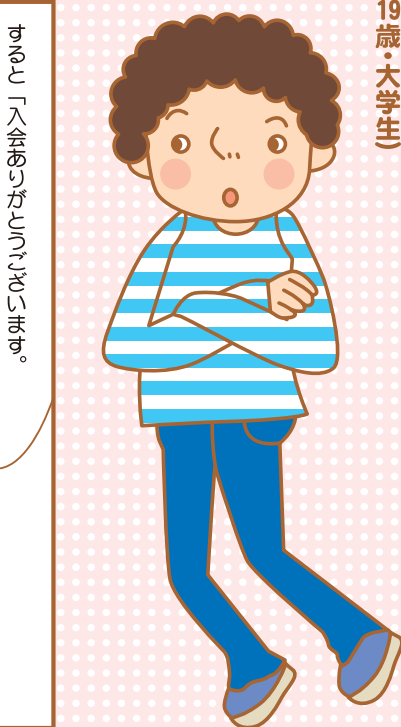
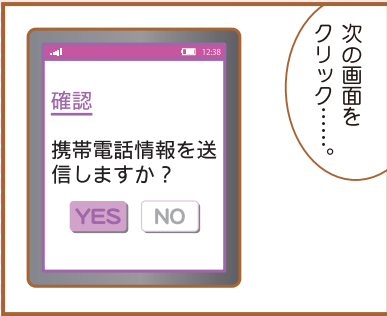
**だまされないゾウくんの
アドバイス**

語学教室やエステなど長期間
にわたってサービスを受ける
契約がある。でも何らかの事
情で途中で通えなくなってし
まうこともあるね。こういう
契約について、特定商取引法
と割賦販売法という法律で、
受けたサービスの代金と一定
の解約料を払えば中途解約で
きるようになってるんだ。
解約料の上限も定められてい
るから、トラブルになったと
ときには消費者センターに相談
してみよう。

使った覚えがないのに……

今回の相談者は直感で行動するのが好きな信藤大輔さん(19歳・大学生)

インターネットのアクセスは調べてから



驚いてトップページに戻り、利用規約を探したところ、ページの一番下にあり「お客様の利便性を優先した自動入会システムである」「クリックした時点で自動入会になる」「15,000円を入会日から4日以内に振り込むこと」などが書いてあった。



利用規約

クリックした時点で自動入会になります。
個人識別番号から調査します



重要な利用規約が一番下にあり、支払いに対する確認もなかったため、請求に応じたくないが、「個人識別番号」から調査するのとも書いてあった。

だまされないゾウくんのアドバイス

その1

これらの手口を用いている業者が「登録になりました」「入会ありがとうございます」と表示しても、そもそも契約が有効に成立しているとは考えられません。そのため、業者から請求されても安易に支払わず、最寄りの消費者センターへ相談しよう。

その2

「個人識別番号」から個人情報伝わることはないのですが、このようなサイトにアクセスしてしまっても慌てないことが大切。画面上に表示されている他のボタンをクリックしないよう注意し、トラブルに巻き込まれたときに備えて画面やサイト名、URLなどを記録、保存しておこう。問い合わせ先には絶対に連絡しない。

その3

最近では、アダルトサイトだけでなく、「無料の待ち受け画面サイト」「無料の着信メモリーサイト」や「雑誌で紹介されていたサイト」などにリンクされていたURLへアクセスしたところ、同様なトラブルに巻き込まれた事例やショートメッセージサービスから巻き込まれた事例もあるんだよ。思わずトラブルに巻き込まれる可能性があるため、興味本位でアクセスしないことが、いちばんの防御法だね。

参考



パケット代金（通信料）については、次のようなトラブルがあります。

- ・パケット定額制の対象にならないとは知っていたが、携帯電話をパソコンにつないで、インターネットを6時間利用した。思いもかけず60万円ものパケット料金を請求された。
- ・パソコン向けサイトを携帯電話で見るとサービスをやめたら、同時にパケット定額制サービスもやめたことになっていて、翌月に50万円請求された。

自分が契約しているサービスの内容、通話や通信にかかる料金、料金プランなどを確認しておくことが大切です。分からないことがあったら、携帯電話会社に問い合わせましょう。また、料金案内機能を使って、こまめにその月の使用額を確認することも大切です。

契約って何？

契約とは約束の 意味なんだ



「契約」とは、人と人の約束を意味する。人が社会生活を営むには、この約束を守ることが一番大切なんだ。契約は、民法という法律で守られていて、それに違反した場合は損害を賠償したりしなければならない。このことをよく覚えておいてね。

契約の内容を よく確認しよう



当事者どうしの合意があれば契約は成立する。口約束であっても、合意していれば契約そのものは成り立つんだ。だから、多くの場合は契約書を作り、契約の成立と内容をはっきりさせ、後でもめごとになるのを防いでいるんだよ。契約をする場合は、契約書をよく読んで、納得してからサインをし、はんこを押すようにしようね。

内容が分かりにくい 契約が増えているんだ



最近は、イメージを先行させて、サービスの内容が分かりにくい契約が増えているんだ。例えば、高級ムードのただようリゾートクラブや簡単に美しくやせられそうなエステティックサロンなど、何を契約するのが、あいまいにされているんだ。十分な説明もなく、雰囲気だけで契約してしまうと、あとでイメージとは違ったなどというトラブルのもとになるんだよ。

「消費者契約法」は 消費者の利益を守る 法律だ



事業者は消費者より商品についてよく知っているうえ、契約のときの交渉もうまいから、^{こづみよう}巧妙な手口の悪質商法による被害があとを絶たない。こうした被害から消費者を守るために、「消費者契約法」という法律があるんだ。お店の人が、販売時の説明でウソをついたり、将来どう動かわからない証券取引などの契約の時に「絶対もうかります」と断定的な情報を与えたり、商品の欠陥についてわざと教えなかったりしたときや、消費者が展示会場などで帰らせてもらえず仕方なく契約したときなどは、契約を取り消すことができるんだよ。



契約の意味は分かったかな !!
でも法律のすき間で
悪質なことをする業者がいっぱいいるんだ

多重債務って何？

「なんとか
「なんとか
は田こー」

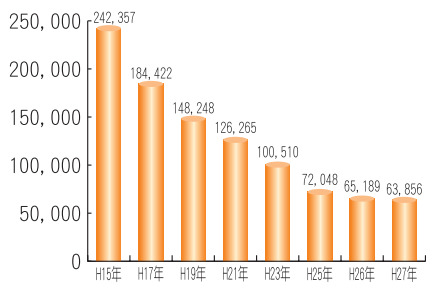


多重債務で自己破産するケースが とつても多いんだ！

いくつものクレジット会社や消費者金融（いわゆるサラ金）等に借金している状態を、多重債務を抱えていると言うんだ。多重債務者の中には、買い物やレジャーなどでクレジットカードを利用してうちに、自分の収入の範囲ではカード利用代金を支払えなくなり、クレジットカードや消費者金融のカードで借金をしてそれで返済を繰り返し、借金が雪だるま式に増えるという人が見られる。そして、どうしても返済できなくて、自己破産してしまうケースが多いんだ。自己破産とは、多額の借金に苦しむ人の最後の手段。裁判所に認められれば、借金返済は免除されるけど、しばらくの間はクレジット会社や銀行からお金を借りられないばかりか、社会的な信頼を失ってしまうんだよ。

自己の返済能力を超える債務を抱える個人破産申立件数は多く、そのうち9割が貸金業関係によるものとなっているんだよ。

自己破産申立件数の推移(全国)



(裁判所 司法統計)

楽しくショッピング、気軽にキャッシング。でも借金はわずかずつの利用でも、まとまれば大変な金額になる。自分が支払できる範囲をよく考えよう。また、クレジットカードは人に貸さない。黙って使われても、それはあなたの借金になってしまうよ。

無人契約機は 便利かもしれないが……

最近では、「無人契約機」があちこちにあるよね。

免許証や保険証があれば簡単に消費者金融会社と契約ができて、すぐカードでお金を手に入れることがで

きるんだ。

しかし、誰にも会わずに手軽に借りることができるからといって、安易に利用することはとても危険だ。多重債務につながりかねないよ。

クレジットカードは 正しく利用しよう!

クレジットとは、商品などを買う時に、今はお金がなくても将来必ず支払うという約束のもとに信用買いをすることなんだ。クレジット会社と契約し一定の範囲内で何度も信用買いができるよう、クレジットカードが渡されるんだよ。でも、クレジットはあくまでも借金をするということなので、後日支払いが増えて生活が苦しくならないよう計画的に使おう。



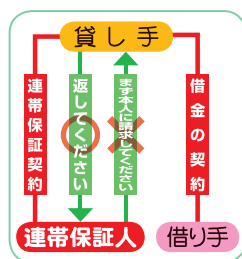
返済できる計画が立たないお金は借りない。

元金の返済額が可処分所得の20%を超えると、返済に無理が生じやすいと言われているよ。業者は利益を多く得ることができるから過剰融資を行うことがあるので注意しよう。
(可処分所得…所得(収入)から税金や社会保険料などの経費を差し引いたあとに残る自由に使うことのできるお金)

保証人って何？

(例)友人から「クレジットで車を買うので保証人になってくれないか。絶対迷惑をかけない。」と言われたが、どうしよう!

借金の保証人には「保証人」と「連帯保証人」があり、法的な責任が異なります。



連帯保証人=借り手と同じ

〈保証人〉

自分に借金の請求をされたり、自分の財産を差し押さえられそうになった場合、「**借り手本人に請求してください**」と言える法律上の権利があります。

〈連帯保証人〉

借り手と同等の責任があり、たとえ借り手に財産があったとしても、**貸し手に請求されたら支払わなくてはなりません**。

- 保証人を簡単にやめることはできません。
- 消費者金融や銀行などでお金を借りる際の保証人は「連帯保証人」であることがほとんどです。
- 連帯保証人になったことが原因で多重債務に陥った人もたくさんいます。
- 友人など親しい人に頼まれても、安易に「連帯保証人」や「保証人」にならないようにしましょう。

名義貸して何？

(例)先輩から「携帯電話の契約をすれば1台につき1万円もらえる。料金は払わなくていいし、すぐ名義変更するから大丈夫。」と言われたので3台契約し携帯電話を渡した。しかし、電話会社から30万円の請求書が届いた。他人に名義を貸すことを「名義貸し」といいます。事例では、電話会社と契約しているのはあなたなので、契約者(名義人)であるあなたに支払い義務があります。消費者金融の名義貸しの被害も発生しています。生徒手帳・学生証、運転免許証などは、名義貸しに利用されるおそれがあるので、安易に他人に渡してはいけません。

問題を解決できないと思ったら

借金返済のために借金をすることはぜったいダメ！ 多重債務を抱えて困っている人につけこんで、「債務を一本化する」とか「融資先を紹介する」などの広告で勧誘して、よけいに借金を増やさせるヤミ金融も多い。また、改正貸金業法が完全施行（H22.6.18）され、年収の3分の1を超える借金ができなくなったことから、ヤミ金融業者が狙っています。被害があつてからでは遅い。返済できない借金はぜったいしないという心構えが必要だよ！



問題を解決できないと思ったら

すぐに専門の相談機関へ!! (解決ファイル⑤参照)

「ヤミ金融」には絶対に手を出すな!

「ヤミ金融」とは法律を無視した高金利でお金を貸そうとする無登録の金融業者のことだ。(登録していても悪質な業者がいるから要注意だ。)
「低金利」「即日融資」「どなたでもOK」など、ダイレクトメール、電話、チラシ、携帯の融資サイトなどで勧誘してくる。しかし、実際には法律の上限をはるかに上回る高金利を要求するんだ。
勧誘するときは優しい態度だが、返済を迫るときは一変して脅迫的な態度になる怖い業者だ。

※ヤミ金融は犯罪です。ヤミ金融による被害、取り立てに関する苦情は警察へ申し出よう。

こんな手口もあるから注意しよう。

- 融資すると言いながら逆に手数料とかをだまし取る「融資保証金詐欺」
- 他の金融業者を紹介すると偽り紹介料をだまし取る「紹介屋」



ネットトラブルに 遭わないために

インターネットで物を買うときには

注文は慎重に! 届いたらすぐに中身をチェック!



インターネット・ショッピング

インターネット・ショッピングで商品注文したい。どういったことに注意すればいいのかな?



家にいていつでも注文でき、家まで届けてくれるインターネット・ショッピングは便利ですが、商品が届かないトラブルや、届いた商品が偽物や不良品だったりするトラブルもあります。

インターネット・ショッピングの注意点

- ① 販売業者名、住所、電話番号などを確認し、URLを含めて保存しておきましょう。
- ② 支払い方法が複数選択できるショップを選びましょう。クレジットカード払いには信用できる事業者でないといふ情報を悪用される場合があります。代金引換は手数料がかかる場合が多いです。

- ③ 返品条件を確認しましょう。条件があればそのとおりに、特に記載がない場合は商品到着から8日以内なら消費者が送料を負担して返品が可能です。
- ④ 販売業者の評判を確認してみましょう。ステマ（ステルスマーケティング）もあるから判断は慎重に。
- ⑤ 届いた商品が広告と違うというトラブルも少なくありません。注文内容の確認画面や業者からのメールは保存しておきましょう。
- ⑥ 近年、お試し注文のつもりが定期購入契約になってしまったというトラブルが多発しています。紛らわしい広告も多いので、契約条件は慎重に確認しましょう。



インターネット・オークション

インターネット・オークションを安全に利用するためにはどうしたらいいの?



インターネット・オークションは基本的に個人間の取引です。消費者を守る法律が使えないこともあるため、自己責任が強く求められます。商品が届かなかつたり、商品が不良品であった等のトラブルや、匿名性が高いので、相手方と連絡が取れなくなることもあります。

インターネット・オークションの注意点

- ① 取引相手のメールアドレスや携帯電話番号だけでなく、住所、氏名、固定電話番号も確認して、代金

- を振り込む前には相手方に連絡を取りましょう。
- ② サイトの評判欄で出品者の過去の取引状況や評判を確認しておきましょう。
 - ③ 品物の状態や返品の条件を確認しましょう。
 - ④ 相手とのメールのやり取り、取引記録は保存しておきましょう。商品や代金の安全なやり取りを仲介するエスクローサービスなどを利用すると安心です。振込の控えも保管しておきましょう。



個人情報盗まれる危険性があるよ



占いサイト・懸賞応募・アンケート・フィッシング詐欺

最近、知らない人や業者からいろいろなメールが届くようになったのだけれど…。



無意識のうちに個人情報を流出させていませんか。インターネット上に個人情報を登録する場合はくれぐれも注意が必要です。

個人情報を流出させてしまういろいろな場面

① 占いサイト

姓名占い、電話番号占い、星座占い、相性占いなど、気軽な気持ちで自分の名前や電話番号、生年月日などの個人情報を登録していませんか。悪質なサイト運営者が個人情報を収集しているかもしれません。

② 懸賞応募、アンケート

懸賞やプレゼントへ応募したり、インターネットショッピングで氏名やクレジットカード番号等様々な個人情報を登録するときも注意が必要です。



③ フィッシング詐欺

フィッシング詐欺とは金融機関などからのメールを装い、銀行口座やクレジットカード番号などを返信させたり、偽りのホームページに誘導して個人情報を入力させ、結果的に金銭をだまし取るものです。

架空請求・不当請求・ワンクリック料金請求詐欺



携帯電話で着メロのダウンロードサイトへアクセスして、何かをクリックしたら、いきなり「ご登録ありがとうございます」と表示され料金を請求されてしまった!



興味本位で無料のアダルトサイトや芸能サイトを見ていて、画像などをクリックしたら料金が請求されてしまった、全く身に覚えがないのに、未払い料金の請求メールがきたというトラブルがあります。あわてて連絡しない、支払わないことが大切です。

② あわてて相手方に連絡をしてはいけません。新たな個人情報を教えることになってしまいます。

③ IP アドレス、個人識別番号、プロバイダー名、メールアドレスなどが相手に知られたとしても、アクセスした人を特定されたり、重大な個人情報を知られたりするのではないので、過度に不安になる必要はありません。



架空・不当請求の対処方法

① 身に覚えのない架空・不当請求がきても支払ってはいけません。

お金・情報・物品をだまし取ろうとする人がいます。

- まずはパソコンのセキュリティ対策が基礎の基礎!
- インターネットによる取引は、相手の顔が見えません。そのリスクを十分に理解して、慎重に利用することが大事です。
- 知らないメールのURLにはアクセスしない。すぐに削除!
- アダルト系や安易な金儲けをうたうサイトは異だらけ。近づかない!
- 「無料」に釣られちゃダメ! 後になって「話が違う」ことも。
- 「トラブルを解決します」という被害回復商法にもトラブルがいっぱい。困った時はまずお近くの自治体の消費生活相談窓口へ!!



クーリング・オフ って何？

クーリング・オフの制度をよく知ろう！

●クーリング・オフとは？

クーリング・オフとは英語で「頭を冷やして契約から離れる」という意味。一定期間内なら一定の条件の下で、消費者が考え直して一方的に契約をやめることができるというもので、消費者を守る制度なんだ。でも、消費者のほうから店に自発的に出向いた場合や、カタログを見て注文する通信販売（インターネット販売を含む）などにはクーリング・オフは適用されないよ。



●クーリング・オフのできる商法と期間

下の表を見てクーリング・オフができるかどうか確かめてみよう。

下の表の取引を個別クレジットにより契約した場合、クレジットをクーリング・オフすれば、同時に販売契約もクーリング・オフとなります。

特定商取引法、割賦販売法によりクーリング・オフできる取引・期間

取引内容	期間	適用対象
訪問販売（アポイントメント商法・キャッチセールスなど）	8日間	原則すべての商品、役務（例外を32ページに記載）、指定権利（リゾート・ゴルフ・スポーツ会員権、映画・劇場等チケット、英会話サロン利用券）
電話勧誘販売（資格商法など）	8日間	エステ・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービス
特定継続的役務提供	8日間	すべての商品とサービス
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間	すべての商品とサービス
業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）	20日間	すべての商品とサービス
訪問購入	8日間	原則すべての物品（例外は自動車、大型家電製品、書籍、DVD、CD、ゲームソフトなど）

※期間は契約書を受け取った日を含む。



クーリング・オフの手続は、必ず書面で通知するんだ！

●ハガキの書き方の例

オモテ

郵便はがき

切手

簡易書留 または 特定記録

株式会社×××

代表者 ○○○○様

○○県○○市○○町

○○○○○

※ハガキに書いて両面をコピーして、証拠を残そう。
 ※ハガキは「簡易書留」または「特定記録」で送ろう。
 ※クレジット契約の場合は、信販会社に通知しなければならぬよ。(あわせて、販売会社にも通知しよう。)

はがき
ウラ

〔信販会社代表者あて記載例〕

通知書

私は、販売会社と次の契約をしましたが、解除します。

契約年月日 平成○○年○月○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○○円
 販売会社名 株式会社×××
営業所

平成○○年○月○日
 △△県△市△町△丁目△番△号
 △△信販株式会社
 代表者殿

住所
 氏名

〔販売会社代表者あて記載例〕

契約解除通知

契約年月日 平成○○年○月○日
 商品名 ○○○○○○○○
 契約金額 ○○○○○円
 会社名 株式会社○○○
営業所
 担当者 ○○○○

上記契約を解除します。
 支払い済みの○○○○○円は返金ください。なお、商品は早急に引き取ってください。

平成○○年○月○日
 住所
 氏名

●未成年者が契約した場合

20歳未満の未成年者が契約する場合は、法定代理人（通常は両親）の同意が必要なんだ。通常、同意を得ていない契約は取り消すことができる。契約の取り消しは、本人でも法定代理人でも良いことになっているんだよ。でも、成人だとウソをついて契約した場合は取り消せないよ！

●注意！クーリング・オフができない場合

クーリング・オフができない商品やサービスがあるから、安易な契約は避けよう。

- 〈例〉 ●総額が3千円未満のもので現金により代金支払い済みの場合
- 消耗品（化粧品・健康食品など）を使ってしまった場合
 - 自動車及び自動車リース
 - 葬儀など、すみやかな役務の提供が求められるもの

それでもトラブルに出会ったら どこに相談すればいいの

○島根県消費者センターには、多くの相談が寄せられているんだ。なかでも、使用した覚えのないインターネットや携帯電話、ハガキなどによる架空・不当請求に関連した相談が多いんだよ。

また、資格取得講座や学習のための補習用教材の契約、多重債務を含めたサラ金に関する相談も多いんだ。他には、「在宅で誰でも簡単に仕事ができる」などと内職を勧められ、高級なパソコンやソフトの契約をしてしまう「内職商法」の相談もあるよ！



- 販売者の名称
- 買った日、契約した日
- 買った場所、契約した場所
- 商品名
- その時の事情をまとめてから相談しようね



ここに相談しよう!!

消費生活についての相談窓口は

島根県消費者センター TEL(0852)32-5916

松江市殿町8-3「市町村振興センター」5階

日～金(除 祝日、年末年始) 8:30～17:00

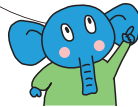
※日曜日は電話相談のみです。日曜日の12:00～13:00は行っておりません。

平成29年1月から電子メールによる消費生活相談の受付を開始しました。相談方法や注意事項など詳しくは島根県消費者センターHPを参照してください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/cic/>



進学、就職で
 県外に行っても、全国各地に
 消費者(消費生活)センターが
 あるから、迷わず相談しよう。
 相談先がわからなければ、
 ここで紹介するよ。



石見地区相談室 TEL(0856)23-3657

益田市昭和町13-1「県益田合同庁舎」2階

月～金(除 祝日、年末年始) 8:30～12:00、13:00～17:00

全国共通の電話番号で最寄りの相談窓口につながります

消費者ホットライン (局番なし) 188 い や や

県警にも相談窓口があります

警察相談センター TEL #9110 (全国共通です)

市町村の消費生活・多重債務相談窓口の電話番号

松江市消費・生活相談室	0852-55-5148	川本町町民生活課	0855-72-0632
浜田市消費生活相談窓口	0855-23-3160	美郷町住民課	0855-75-1213
出雲市生活・消費相談センター	0853-21-6682	邑南町町民課	0855-95-1114
益田市消費生活センター	0856-22-2556	津和野町税務住民課	0856-74-0059
大田市人権推進課	0854-83-8039	吉賀町税務住民課	0856-77-1113
安来市市民相談室	0854-23-3068	海士町総務課	08514-2-0112
江津市総務課行政係	0855-52-2501(内線1312)	西ノ島町総務課	08514-6-0101
雲南市消費生活センター	0854-40-1123	知夫村総務課	08514-8-2211
奥出雲町町民課	0854-54-2510	隠岐の島町企画財政課	08512-2-8566
飯南町住民課	0854-72-0311		



だまされないゾウくん

平成28年12月
島根県消費者センター
TEL 0852-32-5916 (相談電話)